



自立支援教育訓練給付金のご案内

母子家庭の母、父子家庭の父が就労に必要な資格や技能を取得するため、受講前に市が指定した対象講座について、受講終了後に受講に要した経費の一部を給付するものです。

対象者

安芸高田市内に住所を有し、20歳未満の子どもを扶養する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の全ての条件を満たす方

- ① 児童扶養手当の受給者又は同等の所得水準にある方
※扶養義務者の所得制限額超過や、遺族・障害年金等の受給を理由に児童扶養手当の支給が受けられない場合も、本人の所得によっては、給付金の支給要件に該当する場合があります。
- ② 講座を受講することが適職やスキルアップのために必要であると認められる方
- ③ 過去にこの事業による訓練給付金を受給していない方
- ④ 「高等職業訓練促進資金貸付」等、学資を内容とする他制度を受けていない方
- ⑤ 市税等に滞納がない方

対象講座

- ① 一般教育訓練給付金の指定講座
- ② 特定一般教育訓練給付金の指定講座
- ③ 専門実践教育訓練給付金の指定講座
※対象講座の一覧は、『厚生労働大臣指定教育訓練講座探索システム』をご覧ください。お近くのハローワークで「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」を閲覧してください。

支給額

※算出した額が12,001円以上の場合に支給対象となります。

- (1) 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がない方
経費の60%に相当する額(上限額20万円)
(専門実践教育訓練給付金の対象講座のうち、名称・業務独占資格取得を目指す講座の場合は上限額80万円)
- (2) 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方
上記(1)に定める額から雇用保険法により支給される教育訓練給付金の額を差し引いた額

※雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を確認するため、ハローワークから通知される「教育訓練給付金支給要件回答書」が必要となります。

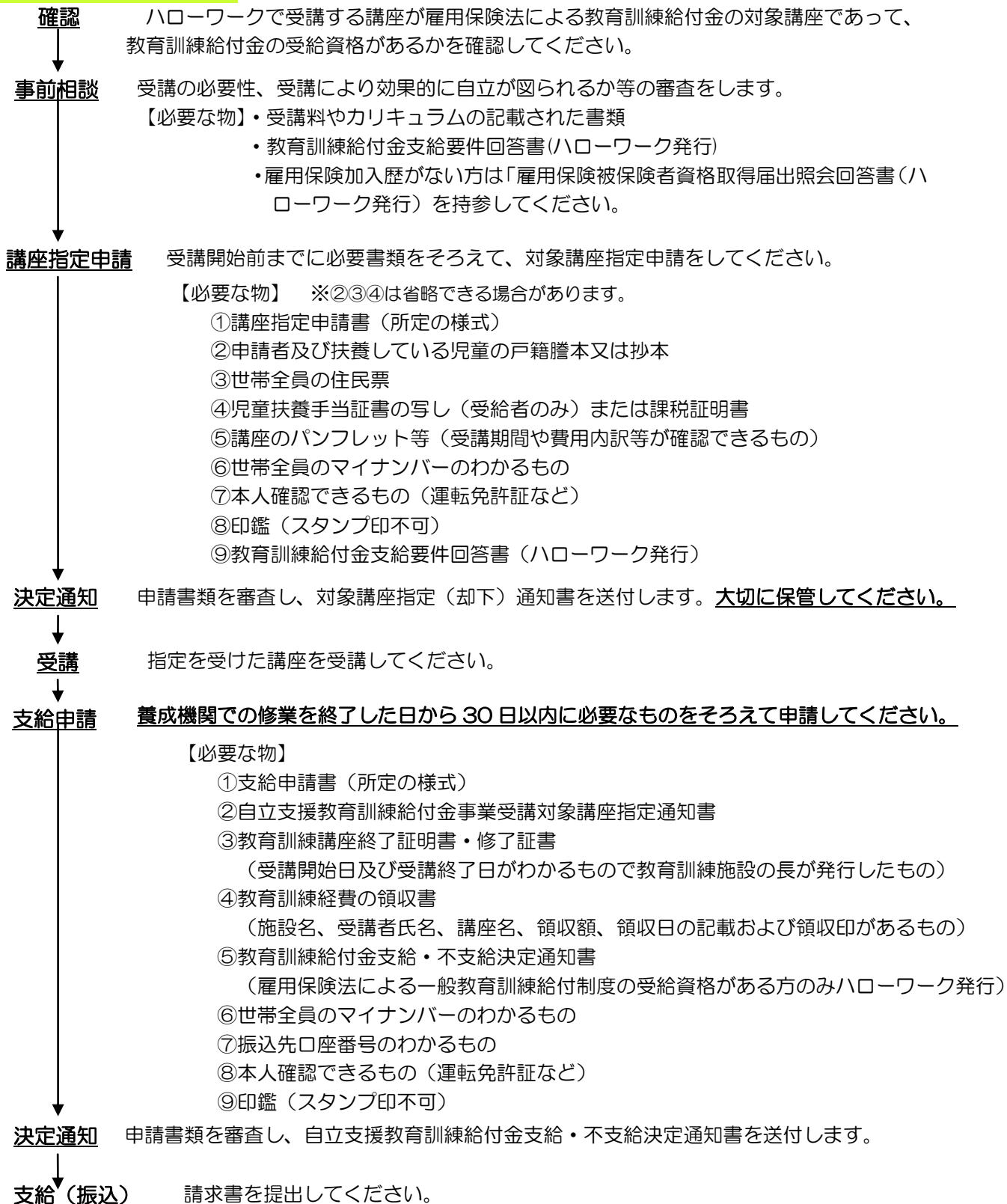
◆経費に含まれるもの

入学金、受講料(受講に際して支払った受講費、授業料、教科書代、教材費)、左記にかかる消費税

◆経費に含まれないもの

検定試験の受験料、受講にあたり必ずしも必要とされない補助教材費、補講費、各種行事参加費用、通学交通費、パソコン等の器材、施設設備費等

申請から支給までの流れ



必要な届出

対象の要件に該当しなくなった場合は、速やかに届出してください。

- ①母子父子家庭でなくなったとき(婚姻、事実上の婚姻)
- ②本人の所得が児童扶養手当の所得制限額を超えたとき
- ③養成機関での就業を途中でやめたとき(退学、休学)
- ④安芸高田市に住所を有しなくなったとき